

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
彦根市実行委員会

第2回輸送交通専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和5年11月6日（月）14時00分～

会場 彦根市役所5階 第2委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

## 第2回輸送交通専門委員会 次第

日時：令和5年11月6日（月）14時から

場所：彦根市役所5階 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 輸送交通専門委員会 委員長あいさつ
- 4 報告事項
  - (1) 委員等の変更について
  - (2) 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」競技別リハーサル大会の視察について
- 5 審議事項
  - 【第1号議案】  
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市輸送・交通業務実施要項（案）
  - 【第2号議案】  
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市駐車場設置利用計画（案）
  - 【第3号議案】  
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災業務実施要項（案）
- 6 その他（スケジュール等）
- 7 閉 会

令和5年11月6日時点

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

輸送交通専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
輸送交通	1	西日本旅客鉄道株式会社彦根駅	駅長	○ 西川 勝
	2	東海旅客鉄道株式会社米原駅	内勤総括	中尾 雅行
	3	近江鉄道株式会社	取締役執行役員鉄道部長	松本康一郎
	4	近江鉄道株式会社	取締役執行役員自動車部長	◎ 立川 敬一
	5	彦根観光バス株式会社	代表取締役	大西 和弥
	6	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
	7	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	辰野 晃三
	8	彦根タクシー株式会社	取締役所長	寺田 敏
	9	中日本高速道路株式会社名古屋支社 彦根保全・サービスセンター	工務担当課長	岩崎真二郎
国・県	10	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	田中 郁代
	11	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所 彦根維持出張所	管理第二係長	四塚 博邦
	12	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長	松田 篤史
警察等	13	滋賀県彦根警察署	交通課長	式部 綱祐
	14	滋賀県彦根警察署	警備課長	西田 克正
	15	彦根交通安全協会	会長	古川傳次郎
彦根市	16	彦根市市長直轄組織危機管理課	課長	成田 卓巳
	17	彦根市観光文化戦略部文化振興課	課長	手塚 崇生
	18	彦根市福祉保健部障害福祉課	課長	西倉 邦浩
	19	彦根市建設部建設管理課	課長	荒川 俊幸
	20	彦根市都市政策部交通政策課	課長	木田 正信
	21	彦根市消防本部警防課	課長	上原 正彦

## 第1号報告

### 委員等の変更について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会 第1回輸送交通専門委員会（令和5年2月16日開催）から令和5年11月6日までの間における委員等の変更について、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第8条第5項の規定に準じて報告する。

#### ○輸送交通専門委員

（敬称略）

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
近江タクシー株式会社 取締役業務部長	辰野 晃三	梅原 猛
中日本高速道路株式会社名古屋支社 彦根保全・サービスセンター 工務担当課長	岩崎 真二郎	加藤 昌明
国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官	田中 郁代	野口 秀樹
滋賀県彦根警察署 警備課長	西田 克正	小森 秀和
彦根市市長直轄組織危機管理課長	成田 卓巳	西田 紳浩
彦根市文化スポーツ部文化振興課長	—	林 達也
彦根市観光文化戦略部文化振興課長	手塚 崇生	—
彦根市都市建設部建設管理課長	—	辻 信宏
彦根市建設部建設管理課長	荒川 俊幸	—
彦根市都市建設部交通対策課長	—	宮永 幹雄
彦根市都市政策部交通政策課長	木田 正信	—

## 第2号報告

### 第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」競技別リハーサル大会の視察について

彦根市でのわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催準備に万全の体制で臨むため、令和6年開催予定の第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」に先立ち、令和5年に佐賀県内において開催された競技別リハーサル大会の視察を実施したところ、その内容は以下のとおりであった。

#### 1 競技別リハーサル大会 概要等（開催順）

大会名	競技会場	開催期間
第64回都道府県対抗 なぎなた大会	U-Spo（嬉野市中央体育館） 〔佐賀県嬉野市〕	令和5年5月27日（土） ～28日（日）
第70回全日本勤労者 弓道選手権大会	多久市体育センター 多久市緑が丘弓道場 〔佐賀県多久市〕	令和5年6月16日（金） ～18日（日）
第28回ジャパンオープン ハンドボールトーナメント	神埼中央公園体育館 神埼県立神埼高等学校体育館 〔佐賀県神埼市〕 吉野ヶ里町文化体育館 〔佐賀県神埼郡吉野ヶ里町〕 小城市芦刈文化体育館 〔佐賀県小城市〕	令和5年8月 9日（水） ～12日（土）  <u>※台風接近により中止</u>
第78回 九州陸上競技選手権大会 兼 第108回日本陸上選手権大会予選	SAGA サンライズパーク SAGA スタジアム（陸上競技場） 〔佐賀県佐賀市〕	令和5年8月18日（金） ～20日（日）

## 2 写真等

### (1) 第64回都道府県対抗なぎなた大会（佐賀県嬉野市）



シャトルバス乗降場（嬉野温泉駅前）



市内の表示サイン（誘導看板）



駐車許可証（大会関係者）



競技会場 臨時駐車場（役員・選手・一般用）

時刻	U-Spo トレーニング室	実習センター （練習会場・6F）	嬉野小学校 3階練習室	嬉野中学校 中校練習室（シャトルバス）	嬉野高校 （9階練習室・シャトルバス）	リスティア （練習会場・6F）
9:30						9:00～15:00 北海道 山形県 埼玉県 福岡県 山梨県
10:30						
12:00		12:00～13:00 東京都 千葉県 茨城県 新潟県	12:00～13:00 東京都 千葉県 茨城県		12:00～13:00 千葉県 宮城県 茨城県 千葉県 群馬県	12:00～13:00 千葉県 埼玉県 東京都 東京都
13:30						
14:00						
14:30						
15:00		15:00～16:00 埼玉県 東京都 東京都	15:00～16:00 東京都 千葉県 東京都 東京都		15:00～16:00 東京都 東京都 東京都 東京都	15:00～16:00 東京都 東京都 東京都 東京都
16:00						
16:30						
17:00						
17:30						
18:00						
18:30						
19:00						

練習会場割当表（5箇所+アップ場）



競技会場⇄練習会場 シャトルバス



警備・消防本部（競技会場内）



競技会係員（警備消防班）の様子

(2) 第70回全日本勤労者弓道選手権大会（佐賀県多久市）



市内の表示サイン（誘導看板）



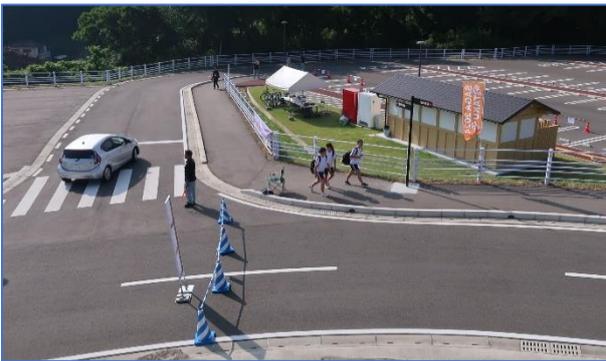
競技会場 臨時駐車場



輸送・交通本部（駐車場内）



競技会係員（駐車場班）の様子



車両誘導の様子



駐車場内の表示サイン（誘導看板）



身体障害者用駐車スペースの確保



選手控室の様子

(3) 第28回ジャパンオープンハンドボールトーナメント  
（佐賀県神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、小城市）

※台風接近により中止

(4) 第78回九州陸上競技選手権大会兼第108回日本陸上選手権大会予選（佐賀県佐賀市）



チームバスの受け入れ



競技会場 駐車場



駐車場入口の表示サイン（誘導看板）



競技会係員（駐車場班）の様子



車両誘導の様子（一部警備会社等委託）



駐車許可証（大会関係者）



競技会場内の警告表示サイン（盗撮禁止）



競技会場周辺の状況（乗降禁止エリア）

## 第1号議案

### わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市輸送・交通業務実施要項（案）

#### 1 目的

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会彦根市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会（わたSHIGA輝く国スポ）（以下「国スポ」という。）における輸送・交通業務について、必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署および関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

#### 3 業務の一般的事項

##### （1）輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

##### （2）輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として公式練習日を含む各競技の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は別に期間を定めることとする。

##### （3）輸送の範囲

###### ア 大会参加者の輸送範囲

競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場の相互間とする。

###### イ 一般観覧者の輸送範囲

競技会場、市実行委員会が指定する乗降駅、臨時駐車場の相互間とする。

#### 4 輸送車両の確保

##### （1）車両の確保および運行

計画輸送のため、関係機関・団体等の協力を得て、バス・タクシー等の必要台数を確保する。

(2) 臨時バスの運行

臨時バスの運行が必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対し、協力の要請を行うとともに、必要な対策を講じる。

(3) 予備車の確保

大会期間中は、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

各競技会にかかる輸送については、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 誘導案内

宿舎および競技会場等への円滑な誘導案内のため、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置する。

(5) 広域配宿における輸送

広域配宿によって彦根市以外に所在する旅館等を選手・監督および役員等が宿舎として利用する場合の輸送は、市実行委員会が実施する。

(6) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送が必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て、適切な対策を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 駐車場対策

ア 臨時駐車場の確保

駐車場については、道路交通事情および大会参加者、一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場および練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

イ 駐車場管理運営

駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努める。

ウ 駐車許可証の交付

交通混雑防止と臨時駐車場等への適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理

運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制を実施する。

イ 交通案内

大会参加者および一般観覧者が確実に目的地へ到着できるよう、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて競技会場周辺の主要箇所に仮設の案内標識を設置する。

ウ 交通整理

競技会場周辺等における通行の安全および交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員等を配置し、交通の整理誘導を実施する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議のうえ、別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における輸送・交通業務については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの要項を準用する。

## 第2号議案

### わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市駐車場設置利用計画（案）

#### 1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会（わた SHIGA 輝く国スポ）（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）および一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

#### 2 駐車場等の確保および設置

（1）駐車場は競技会場等の駐車場を利用することとし、競技会場等に十分な駐車場を確保できない場合は関係機関および民間の施設を臨時駐車場として確保する。

（2）駐輪場は、原則として競技会場内または駐車場内に設置する。

#### 3 駐車場の設置期間

駐車場の設置期間は、原則として公式練習日等を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長することができる。

#### 4 駐車場の利用区分

大会関係者等および一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

##### （1）選手・監督、競技役員等

原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

##### （2）競技会係員、競技会補助員

原則として、競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

##### （3）報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者

自家用車による来場の場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が指定する駐車場を利用することとし、必要に応じて事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

#### 5 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場および駐車区画の整備を行う。なお、案内看板等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要な手続きを行い設置する。

## 6 駐車場設置運營業務の委託

市実行委員会は、設置および運営に関する業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

## 7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における駐車場設置利用については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの計画を準用する。

## 第3号議案

### わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災業務実施要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める期間および国スポ期間中とする。

#### 3 実施場所

警備・消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等の国スポ関連施設（以下「国スポ関連施設」という。）、宿泊施設およびその他必要とされる場所とする。

#### 4 実施体制

##### （1）国スポ開催までの期間

市実行委員会は、彦根市消防本部および関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

##### （2）国スポ期間中

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市実施本部内に警備・消防担当を配置し、必要に応じて国スポ関連施設の警備・消防防災業務を実施する。

#### 5 警備業務

##### （1）基本的事項

国スポ関連施設の雑踏事故およびその他事件・事故の防止に取り組む。

##### （2）実施内容

###### ア 国スポ開催までの期間

（ア）国スポ関連施設における警備体制の確立に関すること。

（イ）実地踏査の実施に関すること。

（ウ）通信体制の確立に関すること。

（エ）施設および構造物の安全対策の推進に関すること。

（オ）警備員等の確保、事前教育および訓練の実施に関すること。

（カ）関係機関および関係団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他市実行委員会が必要と認める事項に関する事。

イ 国スポ期間中

(ア) 雑踏事故およびその他の事件・事故の防止に関する事。

(イ) 国スポ関連施設および必要と認める箇所での交通誘導に関する事。

(ウ) 国スポ関連施設での案内、誘導および混雑防止の措置に関する事。

(エ) 国スポ関連施設および周辺における犯罪の予防に関する事。

(オ) 国スポ関連施設における避難通路の確保に関する事。

(カ) 入退場者管理に関する事。

(キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。

(ク) 国スポ関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

(ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。

(コ) 通信手段の確保、運用に関する事。

(サ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案に係る対策については、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り実施する。

6 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に国スポ関連施設および宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 彦根市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催までの期間

(ア) 国スポ関連施設における消防防災体制の確立に関する事。

(イ) 国スポ関連施設における消防用設備および水利等の点検整備に関する事。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。

(エ) 防火防災意識の高揚および啓発活動の推進に関する事。

(オ) 国スポ関連施設での避難訓練に関する事。

(カ) 国スポ関連施設および宿泊施設の予防査察に関する事。

(キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 国スポ期間中

(ア) 国スポ関連施設における火災等の予防、警戒および鎮圧に関する事。

(イ) 国スポ関連施設の救急救助に関する事。

(ウ) 国スポ関連施設における避難経路の確保および火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

(エ) 気象情報および火災その他災害情報の収集と伝達に関すること。

(オ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊施設が所在する市町および関係機関・団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害に係る対策については、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り実施する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 国スポ開催に伴い実施する競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務については、必要に応じてこの要項に準用する。

(3) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における警備・消防防災業務については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。

(4) わた SHIGA 輝く障スポにおける警備・消防防災業務については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。